

国民年金保険料の納付免除・納付猶予の申請を受け付けます

西宮年金事務所 ☎0798-33-2944 / 医療保険課 ☎552-7103

令和8年度の国民年金保険料の「納付免除」「納付猶予」申請を**7月1日(水)**から受け付けます。希望される方は、上記または各支所で申請手続きをしてください。免除などの承認期間は、7月分から翌年6月分までで、申請は毎年必要です。※継続審査の対象者は、申請不要。

Q.どんな時に免除申請をするの？

A.前年の所得(収入)が少なかったり、失業したことなどで年金保険料を納めたりするのが困難なとき

免除の区分	対象者
全額・一部免除	国民年金1号加入者
納付猶予	50歳未満の方

※学生は在学期間中の保険料納付が後払いできる学生納付特別制度が利用できます。

●審査の対象となる所得基準

被保険者本人のほか、配偶者や世帯主の所得が所得基準の範囲内であること(納付猶予は本人および配偶者の所得)。※基準となる所得については、免除の区分により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業などの理由によって免除される場合があります。詳しくは、上記にお問い合わせください。

●申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書など)

※退職された方は、雇用保険受給資格者証または離職票など。

●申請ができる対象期間

申請時点の**2年1カ月前の月分まで**免除を申請することができるので、過去分の国民年金保険料についても申請できます。免除を受けずに保険料が未納のままだと、障害年金を受け取れない場合もありますのでお早めにご相談ください。

●追納制度

免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、将来の年金額を増やすことができます。

追納できる期間 追納を承認された月から10年以内

Q.免除された期間の年金額はどうなるの？

A.【全額・一部免除】＝全額納付した場合に比べて将来受け取る年金額が少なくなります
【納付猶予】＝将来受け取る年金額には反映されません



日本年金機構

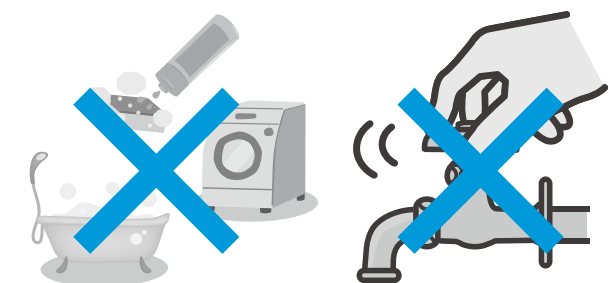
上下水道に関するお願い

上下水道課 ☎552-5093

停電時のご協力をお願いします

落雷などで停電が起きた場合、マンホール内に設置されている汚水ポンプが稼働せず、下流に流れなくなるため、炊事、洗濯、浴槽など水の使用をなるべく控えていただくようお願いします。

停電中は、市民の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



経営企画課 ☎552-5094

水道メーターの検針にご協力ください

上下水道料金の計算のため2カ月に1回、水道メーターの検針を行っています。正確かつ円滑な検針が行えるように、次のことにご協力ください。

- ①メーターボックスの上に物を置いたり、駐車したりしない
- ②屋外で飼育しているペットはメーターから離れた場所につなぐ
- ③メーターボックスの中はきれいにしておく

★検針の際には「使用水量等のお知らせ(検針票)」を投函しますのでご確認ください



市長選挙の日程について

選挙管理委員会事務局 ☎552-5116

令和9年2月24日に任期満了を迎える丹波篠山市長の選挙を次のとおり執行します。選挙は、私たちの日々の暮らしと密接なつながりを持ち、市政の行方を左右する重要な機会です。大切な一票を有効に生かすため、皆さんそろって投票しましょう。

告示日 令和9年2月7日(日)

選挙期日 令和9年2月14日(日)



介護保険係からのお知らせ

長寿福祉課 ☎552-6928

介護保険料額決定通知書を送付します

7月中旬
送付

「令和8年度の年間保険料額」
「これからの納付方法」
をお知らせします

保険料は、基本は年金からの天引き(特別徴収)を行います。65歳になられた年度中や、特別徴収ができない場合は、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。それぞれ月末が納期ですので、期日内納付にご協力をお願いします。

介護保険施設を利用されている皆さまへ

介護保険施設入所や短期入所を利用するときの食費・部屋代については、原則本人負担ですが、一定要件を満たす低所得者の方に対して**負担軽減**を行っています。この制度の利用には「**介護保険負担限度額認定**」の申請が必要です。

●「介護保険負担限度額認定」更新の方

現在交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月末日です。6月中旬に更新の案内を送付しています。8月以降も引き続き必要な方は、内容をご確認のうえ、申請してください。

●新たに「介護保険負担限度額認定」を申請される方

要件の判定のために必要書類などがありますので、事前にお問い合わせください。

令和8年度丹波篠山市善行者表彰式

長寿福祉課 ☎552-5346

6月1日に、日ごろからの自主的なボランティア活動など善行をされた方を表彰する「令和8年度丹波篠山市善行者表彰式」を丹波篠山市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです(敬称略)。



対島政一さん、玉井人幸さん、文庫「もりのなか」こどものとしょかん 今西茂子さん(左から)

つしままさかず 対島政一(今田町上小野原) 長年にわたる今田町上小野原の旧四斗谷川周辺の清掃を行う環境美化活動

たまひとゆき 玉井人幸(東岡屋) 長年にわたる児童の通学時における交通指導および声かけ活動

文庫「もりのなか」こどものとしょかん(今田町下立杭) 長年にわたる図書館・本を通じた児童や保護者の居場所づくり

医療保険課からのお知らせ

医療保険課 ☎552-7103

～後期高齢者医療保険料額決定通知書について～

〈後期高齢者医療制度の保険料について〉

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりにお支払いいただきます。

令和8年度の保険料額および軽減の計算方法や納付方法、一部負担金の割合や限度額区分の所得基準などの詳しい内容は、**7月中旬送付の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」「後期高齢者医療制度の概要」**をご覧ください。

広報6月号（5/21発行）の12ページに掲載した保険料の計算方法において、所得割額を誤って均等割額と記載しており、お詫びして訂正いたします。正しい計算方法は次のとおりです。
均等割額＋所得割額＝保険料額

■保険料の納め方

①特別徴収 年金から天引きされる納付方法。
口座振替によるお支払いに変更することができます（申請が必要）。

②普通徴収 口座振替や納付書での納付方法。
※対象者＝年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の1/2を超える方。

※令和8年7月から「全期前納分（年額一括払いの納付書）」と「各期別の納付書（1期から9期ごとの納付書）」を一括送付します。

～「資格確認書」「資格情報のお知らせ」について～

■7月中旬に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

- 85歳以上の被保険者の方
マイナ保険証の登録状況に関わらず、「資格確認書」を送付します。
- 84歳以下の被保険者の方
マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を送付します。

■医療機関などの窓口で、自己負担限度額区分の適用を受ける場合

マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けるか、自己負担限度額区分を併記した資格確認書を提示してください。

現在、自己負担限度額区分を併記した資格確認書をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる方には、自己負担限度額区分を併記した資格確認書を送付します。

※マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証および減額認定証などは廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録後のマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しました。

※「資格情報のお知らせ」のみで保険診療は受けられません。マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により「資格確認書」を交付します。

みんなに
知ってほしい！

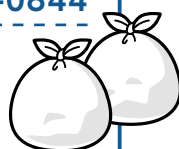
～ごみのこと、分別のことクイズ!!～

清掃センター ☎596-0844

Q. スマートフォンやノートパソコンを充電するモバイルバッテリーの処分方法は？

- ①市指定資源回収袋（緑色）に入れてゴミステーションに出す
- ②清掃センターに持ち込むか、資源ごみ拠点回収またはリサイクル協力店に出す

★答えは24ページへ



市営駐車場・歴史4館の料金をお知らせします

◆市営駐車場利用料金 問い合わせ 地域整備課 ☎552-5025

開始日 7月1日（水）から

対象 市営駐車場 全11カ所

三の丸西駐車場・大手前南駐車場・大手前北駐車場・田園交響ホール西駐車場・河原町駐車場・立町駐車場・歴史美術館前駐車場・裁判所北駐車場・庁舎前駐車場・西町駐車場・南新町駐車場

改定後料金	普通車：通常期（6・7・8・12・1・2・3月）	500円
	繁忙期（4・5・9・10・11月）	800円
	大型車：通常期（6・7・8・12・1・2・3月）	1,000円
	繁忙期（4・5・9・10・11月）	1,300円

※駐車後1時間未満無料は継続します。



ホームページ

◆市立歴史文化施設4館入館料金 問い合わせ 文化財課 ☎552-5792

対象 歴史美術館、武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院、青山歴史村

料金	各館	：大人500円（団体400円/人）、高校生以下300円（団体200円/人）
	2館共通券	：大人800円、高校生以下400円
	4館共通券	：大人1,000円、高校生以下600円

※団体料金は20人以上から。

※小中学生はココロンカードまたはのびのびパスポートの提示で入館料無料。

丹波篠山市自治基本条例検証委員会委員を募集します

創造都市課 ☎552-5106

丹波篠山市自治基本条例（平成18年施行）は、市のまちづくりの基本条項を定める最高の規範と位置付けられています。この条例を検証する委員会委員を募集します。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

任期

- 委嘱の日から2年間
- ※ただし、検証終了時に退任。

対象者

- 市内在住、在勤、在学または市内で活動を行う18歳以上の方
- ※市議会議員、常勤公務員および他の附属機関の公募委員は除く。

定員

3人

申込期限

7月21日（火）

申し込み方法

上記担当課に備え付けの申込書（ホームページにも掲載）と小論文（800字程度、任意様式）を提出

小論文のテーマ

「私が考える、これからの市と市民の『関係』について」

※平成18年に自治基本条例を制定してから20年が経ちました。この間、社会情勢も大きく変化しています。あなたが日頃の生活の中で感じる「市と市民の関係」や、これからの時代にお互いが「どのような存在であるべきか」について、あなたの言葉で自由にお書きください。